

凍結胚の凍結更新の手続き方法について

凍結保存期間を延長したい場合は、1年毎の更新が必要です。
お手数ですが、患者様による書類の準備をお願いしています。お手続き期間を過ぎないようにお早目に保存期間の確認と書類の準備をお願いいたします。

<お手続きの期間>

- 保存期間の終了月内です（月の1日～末日まで）。【更新月の例】をご参照ください。
- 凍結保存を開始した月が毎年更新月になります。
- 凍結時にお渡している「体外受精培養結果報告書」に凍結日と更新月が記載してあります。書類の紛失などで更新月がわからない場合は、お早目に当院へご連絡ください。
- 上記期間中に手続きが完了していない場合は、凍結継続の意思がなく、胚の所有権を放棄したものとみなし、一年間の保存後に胚の廃棄を行いますのでご注意ください。

【更新月の例】

現在の凍結保存の期間	更新手続きの期間	更新後の保存期間
2025.5.31 までの方 ・2024年5月に凍結保存を開始した方 ・2024年5月に最後の更新をした方	2025.5.1～2025.5.31	2026.5.31 まで

<必要書類>

「凍結胚の凍結保存期間更新の同意書」書類①

「婚姻関係もしくは事実婚の確認書」書類②

書類①②を A4 サイズに印刷して、必ずご夫婦の自署でご記入ください。

当院外来で書類のお渡しもできます。希望の方は、ご連絡の上ご来院ください。

なお、当院から書類の郵送サービスはしておりません。ご了承ください。

<更新費用>

保険更新料：10,500 円（診察料が別途かかります）

自費更新料：38,500 円（税込み）

*保険更新には条件があります。

別紙「胚の保険・自費更新のフローチャート」でご確認ください。

<手続きの流れ>

①保険更新の場合 *医師の問診が必要なため、来院手続きのみとなります。

- お電話でご予約の上、ご来院ください。上記の書類①②とご夫婦の保険証をご持参下さい。原則、ご夫婦一緒にご来院ください。
- 受診時にご夫婦と医師の対面で、次回の胚移植の計画書（一年以内の移植のプラン）を作成します。計画書を作成しないと、保険の更新ができません。
- ご夫婦一方の来院の場合は、1回の受診では手続きが完了しません。医師の作成した計画書を一旦お持ち帰りされ、ご夫婦の自署を入れて、どちらか一方が同月中に再度ご予約の上、受診する必要があります。再診時に書類①②・計画書を忘れずにご持参ください。

②自費更新の場合 *来院もしくは郵送でお手続きができます。

【来院の場合】

ご夫婦もしくはどちらか一方が書類①②とご夫婦の保険証をご持参の上、外来診療時間内（平日月～土曜 9～17時）に1階の受付でお手続きください。来院予約は不要です。

【郵送の場合】

- 自費更新料を下記口座にお振込みの後、書類①②（病院控えのみ）を当院までご郵送下さい。なお、同意書に必ずお振込み日をご記入ください。郵送封筒のサイズは問いません。下記郵送用住所を切り取って封筒表面へ貼付ください。
- 恐れ入りますが、振込手数料ならびに郵送に関わる費用は患者様のご負担でお願いします。
- 郵送の際には書類①②（病院控え）が入っていること、記載に不備がないことをご夫婦でご確認ください。書類に不備がある場合（記入漏れや代筆）や当院にて振り込み確認ができない場合などは更新受理できません。ご注意ください。

振り込み口座

肥後銀行 紺屋町支店 普通 1258305

社会医療法人愛育会 福田病院理事長 福田 稔

*依頼人氏名欄には、妻の診察券番号、妻のお名前の順に入力してください。

★更新手続きについてご不明な点やご質問があれば、下記までご連絡ください。

3階外来の担当者が対応しますが、医師への確認が必要な場合は外来状況によってお返事にお時間いただくことがあります。ご了承ください。

連絡先：福田病院 096-322-2995(代表)
(月～土 9～17時)

郵送用住所

〒860-0004

熊本県熊本市中央区新町2丁目2-6

社会医療法人愛育会 福田病院

生殖内分泌科外来 「ART室」行